

令和5年度

# 新婚生活を応援します！

(軽米町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯
- ② 対象となる住居が軽米町内にある世帯
- ③ 夫婦双方又は一方の住所が対象となる住居の住所地に住民登録されている世帯
- ④ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が50歳以下の世帯
- ⑤ その他、町が定める要件を満たす世帯

**また、補助を受けるにあたり、所定のセミナー等に参加いただくことが必要です。**

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費、リフォーム費用
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

上記の新居の住宅費、引越費用等を合わせて、**上限30万円**です。  
ただし夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、1世帯あたり**上限が60万円**となります。